

## 1 事業名

所沢市印鑑条例の一部改正

## 2 事業の概要

氏に変更があった者であって住民票に旧氏が併記されたものについては、旧氏での印鑑登録及び印鑑登録証明書に旧氏が記載できるよう、所要の改正を行うものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、同様の条例改正が見込まれる。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

なし

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

## 議案第 89 号 所沢市印鑑条例の一部を改正する条例

(登録資格)

第3条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。

2 略

(登録印鑑の制限)

第7条 略

2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録をすることができない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（同令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの

(3)～(7) 略

3 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、市長は、外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（同法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票)

(登録資格)

第3条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

2 略

(登録印鑑の制限)

第7条 略

2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録をすることができない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの

(3)～(7) 略

3 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、市長は、外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票)

第8条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

(4)・(5) 略

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもつて調製することができる。

（印鑑登録の消除）

第14条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を消除しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 氏名、氏（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更したため、登録されている印鑑が第7条第2項第1号に該当することになったとき。

(6)・(7) 略

2 略

（印鑑登録の証明）

第16条 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取つて磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）について証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通

第8条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）

(4)・(5) 略

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第16条において同じ。）をもつて調製することができる。

（印鑑登録の消除）

第14条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を消除しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 氏名、氏又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更したため、登録されている印鑑が第7条第2項第1号に該当することになったとき。

(6)・(7) 略

2 略

（印鑑登録の証明）

第16条 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取つて磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）について証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）

称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

(2)・(3) 略

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

(2)・(3) 略

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記